

健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、平成19年度決算から健全化判断比率の4つの財政指標の公表が義務付けられ、さらに平成20年度決算からは健全化判断比率のいずれかが基準以上の団体には財政健全化計画等の策定が義務付けられました。

本市では、平成30年度決算における各指標の比率はいずれも基準未満となり、前年度の数値から改善しました。

指標	概要	国からの基準		H25算定	H26算定	H27算定	H28算定	H29算定	H30算定
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村20% 都道府県5%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村11.25% 都道府県3.75%						
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村30% 都道府県15%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村16.25% 都道府県8.75%						
実質公債費比率	全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	35%	12.2%	11.3%	9.8%	8.7%	7.8%	6.2%
		早期健全化基準	25%						
将来負担比率	全会計及び設立法人等を対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準		50.2%	46.6%	37.5%	36.7%	34.4%	
		早期健全化基準	市町村350% 都道府県400%						— (△5.2%)

指標	概要	国からの基準		区分	会計名	H25算定	H26算定	H27算定	H28算定	H29算定	H30算定
資金不足比率	公営企業(法適用企業・法非適用企業)ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	経営健全化基準	20%	法適用企業	水道事業会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
					下水道事業会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
					市立四日市病院事業会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
				法非適用企業	食肉センター・食肉市場特別会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)
					農業集落排水事業特別会計	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)	— (赤字なし)

○実質公債費比率

実質公債費比率は、3ヵ年平均で前年度の7.8%から6.2%となり、単年度では前年度の7.1%から3.6%へと大幅に改善しました。

これは、一般会計等で発行した地方債の元利償還金や、下水道事業会計の元利償還金に充当される一般会計からの繰出金が減少したことに加え、税収等の増に伴い標準財政規模が増加したことが主な要因となっています。

平成30年度は全国市町村平均(平成29年度6.4%)、県内市町平均(平成29年度6.7%)を下回りましたが、中核市平均(平成29年度6.2%)とほぼ同水準にあり、また施行時特例市平均(平成29年度5.1%)を上回っていることから、引き続き公債費の削減に努めていきます。

○将来負担比率

将来負担比率は、前年度の34.4%から△5.2%となり、大幅に改善しました。

これは、一般会計等の地方債残高が52億円の減となったことや、平成30年度に四日市市土地開発公社清算に伴う債権放棄が完了したことにより、設立法人の負債に係る負担額が107億円の減となったことで、将来負担額が大幅に減少したことに加え、アセットマネジメント基金等への積立により、将来の負担に対して充当可能な基金が105億円の増となったことが主な要因となっています。

今後も、将来世代の負担を軽減し、健全な財政運営を維持するため、市債発行の抑制や、基金残高の確保などに取り組んでいきます。